改正後

（インターネット異性紹介事業の開始の届出）

第一条　［1・2　略］

3　法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～三　略］

四　第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第七号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

4　［略］

5　法第七条第一項第六号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　前号に規定する方法が第五条第一項第七号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　第五条第一項第七号に規定する業務の実施の方法

三　［略］

（児童でないことの確認の方法）

第五条　法第十一条本文の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　［略］

二　異性交際希望者から、署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書をいう。以下この号及び次条第一項第二号において同じ。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名（公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名をいう。次条第一項第二号において同じ。）が行われた当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けること（インターネット異性紹介事業者が署名検証者（公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。次条第一項第二号において同じ。）である場合に限る。）。

三　異性交際希望者から、利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第二十二条第六項又は第三十五条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した利用者証明用電子証明書をいう。次条第一項第三号において同じ。）及び署名券面情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第三条第一号に規定する署名券面情報をいう。次号及び次条第一項において同じ。）のうち当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けること（インターネット異性紹介事業者が利用者証明検証者（公的個人認証法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。次条第一項第三号において同じ。）である場合に限る。）。

四　異性交際希望者から、署名券面情報のうち当該異性交際希望者の生年月日に関する情報の送信を受けること（当該異性交際希望者が暗証番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十三条第一項に規定する暗証番号をいう。次条第一項第四号において同じ。）である場合に限る。）。

五　［略］

六　あらかじめ、前五号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認した異性交際希望者に識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第三項に規定する識別符号をいう。以下同じ。）を付し、インターネットを利用してその送信を受けること。

改正前

（インターネット異性紹介事業の開始の届出）

第一条　［1・2　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合には、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類

［イ・ロ　同上］

4　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合は、同号に規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

ハ　第五条第一項第四号に規定する業務の実施の方法

三　［同上］

（児童でないことの確認の方法）

第五条　［同上］

一　［同上］

二　［号を加える。］

三　［号を加える。］

四　［号を加える。］

五　［号を加える。］

六　［二］

三　［同上］